

<流通業務地区内に建設できる施設>

施設 (一) 法律・政令・省令で認められている施設 法第5条等	流通業務施設 第1項1号～6号	①貨物取扱施設	トラクターミナル、鉄道貨物駅、その他貨物の積卸しのための施設
		②卸売市場	卸売市場
		③倉庫施設	倉庫、野積場、貯蔵槽(令第2条参照)、貯木場
		④荷さばき施設	上屋、荷さばき場
		⑤事務所・店舗	道路貨物運送業、貨物運送取扱業、倉庫業、卸売業の用に供する事務所又は店舗
		⑥事務所	⑤に掲げる事業以外の事業を営む者が流通業務の用に供する事務所
	その他の施設 第1項7号～11号	⑦流通加工工場 (法第5条第1項第7号、令第3条)	(1)切断 金属板、金属線、紙、板ガラス、カーテン・床敷物その他これらに類する繊維製品の切断の事業の用に供する工場 (2)引割 木材の引割りの事業の用に供する工場 (3)組立 家具・建具・自転車の部品を組立てることにより製品・半製品とする事業の用に供する工場 (4)包装 包装・こん包の事業の用に供する工場 (5)その他 商品・包装・こん包に商品等を表示する又は表示物を付ける(ラベルはり付け等)事業の用に供する工場
		⑧工場	製氷・冷凍の事業の用に供する工場
		⑨駐車場・車庫	①～⑧の施設に付帯する自動車駐車場・車庫
		⑩自動車関連施設	自動車に直接燃料を供給するための施設、自動車整備工場、自動車修理工場
		⑪地区の機能を害するおそれのない施設	(1)加工製造工場 農産物・畜産物・水産物の処理・加工、木製・紙製・合成樹脂製の包装材料の製造の事業の用に供する工場 (2)休泊施設 地区内で流通業務を営む者が主としてその従事者の一時的な休泊の用に供するため設置する施設 (3)ガス販売所 液化石油ガスの販売所 (4)計量事業所 計量法第107条に規定する計量証明の事業の用に供する事務所
公共公益的施設 第2項	公共施設 (法第2条第5項、令第1条)	道路、自動車駐車場、公園、広場、緑地、下水道、河川、水路、運河、堤防、護岸、公共物揚場	
	公益的施設 (規則第1条)	国又は地方公共団体が設置する施設、電気・ガス工作物、水道・電気通信の用に供する施設、鉄軌道施設、銀行、信用協同組合・信用協同組合連合・信用金庫・信用金庫連合会の営業所	
施設(Ⅱ)知事の許可によって認められている施設		(1)知事が地区の機能を害するおそれがないと認める施設 (2)知事が公益上やむを得ないと認める施設	